

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2026 年 6 月

裁判例紹介



監修：弁護士 [中澤 亮](#)
文責：弁護士 [鈴木 亨太](#)

【判決要旨】

市町村 Y から一般廃棄物の処分の委託を受けた者（Y ら）が、市町村 Y の区域外である市町村 X において、一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、その結果、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合に、市町村 X が当該支障の除去等の措置を講じたときは、市町村 Y との関係において事務管理が成立し得るとされた事例。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、X 市（福井県敦賀市）内に設置された廃棄物の最終処分場に多量の廃棄物が処分され、その周辺の河川に汚染水が流入するなどの生活環境保全上の支障ないしそのおそれが生じたとして、X 市が、廃棄物処理業者への委託により一般廃棄物を同処分場に処分した Y らに代わって上記支障等を除去するための工事等を行い、そのための費用の支出を余儀なくされたと主張して、Y らに対し、事務管理に基づく有益費償還請求等を行った事案である。

2 事実関係の概要

Y らは、市町村又は一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合であり、その区域内で生じた一般廃棄物について、廃棄物処理業者である A 株式会社に委託して、福井県内の市である X の区域内に存する廃棄物の最終処分場（以下「本件最終処分場」という。）において処分していた。

A は、平成 8 年 5 月から平成 12 年 8 月までの間、本件最終処分場において、届出容量を大幅に超える廃棄物を搬入して処分した。X の市長は、平成 18 年 5 月、本件最終処分場において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」又は「廃棄物処理法」という。)6 条の 2 第 2 項に規定する一般廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたことにより、生活環境の保全

上支障が生じ又は生ずるおそれがあり、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきであるとして、法（平成 18 年法律第 5 号による改正前のもの）19 条の 4 第 1 項に基づき、A に対し、本件最終処分場から外部への漏水防止対策等を講ずべきことを命じた。X は、平成 18 年 7 月以降、X の市長による上記の命令に係る法 19 条の 7 第 1 項に基づく措置として、福井県と共に諸施設の設置工事等を実施した（以下「本件措置」という。）¹。

X は、本件措置の実施により Y らの事務の管理をしたと主張し、Y らに対し、事務管理に基づく費用償還請求等として、上記工事等の費用の一部に相当する金員の支払を求めた（以下「本件訴訟」という。）²。

【論点】

- ① 区域外での一般廃棄物処理と排出市町村の責任（廃棄物処理法の解釈）
- ② 事務の他人性（民法の解釈）

【訴訟の経過】

1 第一審（福井地判令和 3 年 3 月 29 日民集 79 巻 5 号 2231 頁。なお、下線部は筆者による。）

- (1) 第一審は、事務管理の成立を認め、X の請求を一部認容した。
- (2) 第一審は、廃棄物処理法に基づき、排出自治体である Y らが生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うか否か（論点①）、及び、立地自治体である X が同義務を負うか否かについて、以下のとおり判断した。

ア Y らの義務について

法 1 条、法 4 条 1 項、法 6 条 1 項及び法 6 条の 2 第 1 項の規定は、「一般廃棄物の処理に関する事業は、市町村の住民の生活に必要不可欠な公共性の高いものであり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては、一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものである一方で、一般廃棄物の個々の排出者にその処理の責任を負わせることが必ずしも現実的・実効的ではないことに鑑みると、市町村にその処理の統括的な責任を負わせるのが最も適切かつ合理的であることによるものと解される。」

また、法 6 条の 2 第 2 項、施行令 4 条等の規定に照らせば、「市町村は、一般廃棄物の処理を委託した場合であっても、一般廃棄物の処理について主体的な地位にあるというべきであって、一般廃棄物の処理における市町村の統括的な責任は他者に委託することによって免れることはないものと解するのが相当である。」

¹ 本件措置の費用は、A 社が正常に存続していれば、A 社から徴収することができたが（法 19 条の 7 第 2 項、5 項）、A 社は破産し、費用負担能力を失っていたという事情がある。

² 背景事情として、A に一般廃棄物の処理を委託した地方自治体は Y らを含め 60 団体以上に上るが、X が、平成 26 年、福井地裁に対し、その一地方自治体を被告として、本件と同様の金員の支払を求める民事訴訟を提起したところ、福井地判平成 29 年 9 月 27 日判タ 1452 号 192 頁は、事務管理の成立を認めて X の請求を一部認容した。上記地方自治体はこれを不服として控訴したが、控訴審において、X と上記地方自治体との間で和解が成立した。その後、X は、Y らを含む他の地方自治体に対し、上記和解の内容等も踏まえて引き続き金員の支払を求め、一部の地方自治体はこれに応じたが、Y らを含む複数の地方自治体がなおこれに応じないことから、本件訴訟が提起された、という経緯がある。

「以上からすれば、排出自治体は、一般廃棄物の不適切な処分を行って、生活環境の保全上支障又はそのおそれを生じさせた場合には、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うというべきである。そして、市町村が、一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理すべき責務を負うとする法 6 条の 2 第 1 項の趣旨からすると、一般廃棄物の不適切な処分があった場合において、排出自治体が、生活環境の保全上支障が生じた場合にのみ上記義務を負うと解することはできず、当該支障のおそれが生じた場合にも上記義務を負うものと解するのが相当である。」

「したがって、排出自治体である被告らは、本件増設処分場における一般廃棄物の処理によって生じる生活環境の保全上支障又はそのおそれを除去するために必要な工事及び付随事務を行う義務を負うと認められる。」

イ X の義務について

法 18 条 1 項、法 19 条 1 項、法 19 条の 3 及び法 19 条の 4 の規定は、「廃棄物の適正な処理を確保し、生活環境の保全上支障の発生を未然に防止し、又は除去するために認められた権限というべきであり、廃棄物処理施設の所在地を管轄する市町村に上記の権限が認められているのは、上記市町村が市民らに対してその生活環境を健全に保つ義務を負っていることに基づくと解される。」

「したがって、原告は、本件各処分場の立地自治体として、生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うと認められる。」

- (3) 第一審は、事務管理の要件充足性の検討の中で、本件措置が「他人のために事務の管理」を行ったといえるか否かについて、以下のとおり判断した（論点②）。

「法 6 条の 2 によれば、市町村は、一般廃棄物の処理を委託した場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が負うものであり、受託者により不適正な処分が行われた場合には、当該受託者と連帯して、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務を負うものである。」

「本件措置は、生活環境の保全上支障の除去又は発生の防止のための必要な措置に該当することは明らかといえるから、本件措置の実施は被告らの事務に当たるというべきであり、原告は、「他人のために事務の管理」を行ったものといえる。」

- (4) 第一審は、事務管理の要件充足性の検討の中で、X が Y に対して償還請求することができる額について、以下のとおり判断した（論点②）。

「被告らは一般廃棄物の処分により本件各処分場において生活環境保全上の支障を生ずるおそれを生じさせたと認められるが、本件増設処分場においては、被告ら以外の排出自治体が搬入した一般廃棄物及び産業廃棄物も一体として処分されており、上記おそれを発生させたことについての個別具体的な寄与の有無やその程度を客観的に明らかにすることは不可能である。そうすると、本件では、民法 719 条 1 項を準用して、被告らを含む本件増設処分場に廃棄物を排出した自治体は、本件増設処分場で処分された全ての廃棄物との関係において、生活環境の保全上支障の除去又は発生の防止のための必要な措置を講ずる義務を負うと解すべきである。そして、上記自治体の義務の相互の関係は、不真正連帯債務に準ずるものと解するのが相当である。」

「複数の者が不真正連帯債務を負担する場合、これらの者の間では、内部的な負担割合に応じて責任を負うというべきであり、本件の場合、本件増設処分場への大量の廃棄物の搬入が生活環境の保全上支障を生ずるおそれの発生の原因であるから、上記内部的な負担割合は、

それぞれの廃棄物の搬出量に応じて決するのが相当である。」

「事務管理において、他人の事務と自己の事務とが併存する場合については、自己の事務を超える部分については他人の事務となり、連帯して給付を行う義務を負う複数の者のうち一部の者が自己負担部分を超えて義務を履行した場合には、その超える部分については他人の事務を管理したものと解される。」

2 控訴審（名古屋高金沢支判令和4年12月7日民集79巻5号2298頁。なお、下線部は筆者による。）

- (1) 控訴審は、事務管理の成立を否定し、Xの請求を棄却した。
- (2) 控訴審は、廃棄物処理法に基づき、排出自治体であるYらが生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うか否かについて、以下のとおり判断した（論点①）。

「排出自治体が一般廃棄物の処理について統括的な責任を負うからといっても、それだけでは一般的・抽象的責任をいうものにすぎず、そのことから、何らかの具体的義務、本件でいうと、排出自治体が、その区域外において一般廃棄物の不適切な処分が行われて、生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うことが、直ちに導かれるわけではない。」

廃棄物処理法の個別規定を見ても、「排出自治体が、その区域外において一般廃棄物の不適切な処分が行われて、生活環境の保全上支障又はそのおそれが生じた場合に、支障除去又は防止のために必要な措置を講ずる義務を負うものとは解され」ない。

- (3) 控訴審は、事務管理の要件充足性の検討の中で、本件措置が「他人のために事務の管理」を行ったといえるか否かについて、以下のとおり判断した（論点②）。

「本件措置は、福井県及び一審原告により、本件各措置命令に係る廃棄物処理法19条の8及び19条の7所定の措置として実施されたものであるから、これが一審原告の義務に属するかどうかは置くとしても、一審原告の事務として行われたものであると認められる。」

「他方、…一審被告らはかかる措置を講ずる義務を負わないから、一審原告は、「他人のために事務の管理」を行ったものではない。」

3 上告審（最判令和7年7月14日民集79巻5号2211頁（以下「本判決」という。なお、下線部は筆者による。）

- (1) 上告審は、原判決中、Xの事務管理に基づく費用償還請求を棄却すべきものとした部分を破棄し、原審に差し戻した。
- (2) 上告審は、廃棄物処理法に基づき、排出自治体であるYらが生活環境の保全上必要な措置を講ずる義務を負うか否かについて、以下のとおり判断した（論点①）。

「法は、廃棄物の適正な処理をし生活環境を清潔にすることなどにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする（1条）。そして、法は、市町村は、その区域内における一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努め、その区域内で生ずる一般廃棄物について、発生量及び処理量の見込み、適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等を定めた一般廃棄物処理計画を策定し、これに従って、自ら又は市町村以外の者に委託するなどして、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないものとし、その処理は政令で定める一般廃棄物処理基準に従って行うべきものとする（4条1項、6条1項、2項、6条の2第1項、2項）。」

「これらの規定は、市町村の区域内で生ずる一般廃棄物について、排出者である個々の住民にその処理の責任を負わせたのでは継続的かつ安定的な処理が行われることが期待できないことから、一般廃棄物の適正な処理により生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、個々の排出者に代わって、住民の福祉の増進を図る役割を広く担う市町村に、その区域内の一般廃棄物を適正に処理する責任を負わせたものと解される。」

「そして、これらの規定は、市町村が市町村以外の者に委託して当該市町村の区域外で行った一般廃棄物の処分が一般廃棄物処理基準に適合せず、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合も当然に想定していると考えられるところ、この場合においても、上記の委託をした市町村が一般廃棄物の処理について個々の排出者に代わってその処理の主体として負っている責任を全うするためには、上記委託をした市町村が自らその支障の除去等の措置を講ずる必要があるというべきである。」

「上記の場合には、立地市町村（上記処分場所がその区域内に含まれる市町村をいう。以下同じ。）において、当該立地市町村の住民の健康や生活環境への影響を防ぐといった観点から、その支障の除去等の措置を講ずることが求められることもあるが、そのようなときであっても、上記委託をした市町村は、個々の排出者に代わって一般廃棄物の適正な処理に関する責任を負うものであるとして、その区域内において処分を行うことに伴う様々な事実上の負担を免れるという利益を得ているのであるから、本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるというべきであり、そのように解することが一般廃棄物の円滑な処理に資するものであり、関係市町村間の衡平にもかなうと考えられる。そうすると、上記委託をした市町村は、その支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うというべきである。」

「このように、市町村がその区域内の一般廃棄物を当該市町村の区域外において処分する場合にもその適正を確保する責任を負うことは、一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託した市町村は、上記処分場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、受託者の氏名又は名称等に加え、埋立処分を委託する場合にあっては埋立地の所在地及び残余の埋立容量等を通知し（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 4 条 9 号イ）、1 年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分の実施の状況の確認を 1 年に 1 回以上実地に行う（同号ロ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 1 条の 8）とされていることから裏付けられる。」

(3) 上告審は、事務管理の要件充足性の検討について、以下のとおり判断した（論点②）

「以上によれば、市町村から一般廃棄物の処分の委託を受けた者が、当該市町村の区域外において一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行い、これに起因して生活環境の保全上支障が生じ又は生ずるおそれがある場合に、立地市町村がその支障の除去等の措置を講じたときは、当該立地市町村が上記委託をした市町村の事務の管理をしたものとして、事務管理が成立し得ると解するのが相当である。立地市町村が法 19 条の 7 第 1 項に基づきその支障の除去等の措置を講じた場合には、その措置は当該立地市町村の事務としての性質を有するところ、この場合であっても、上記委託をした市町村が本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるものとしてこれを講ずる法的義務を負うことに変わりはなく、事務管理の成立が否定されるものではない。そして、以上のことは、上記委託をした者が一般廃棄物の処理に関する事務を共同処理するために市町村によって設置された一部事務組合であっても異なるものではない。」

【解説】

1 論点①：区域外での一般廃棄物処理と排出市町村の責任（廃棄物処理法の解釈）

(1) 論点の位置づけ³

民法 697 条 1 項の「事務」とは、広く、「他人」の生活に影響を及ぼす仕事や事項の一切をいうと解されている。もっとも、地方公共団体の事務については、その処理が法的に義務付けられており、政治的・政策的判断によって処理するか否かについて裁量の余地がないものであることが必要とされる⁴。

そこで、本件では、「他人の…事務」（民法 697 条 1 項）の該当性との関係で、廃棄物処理法上、Y が支障の除去等の措置を講ずる法的義務を負うといえるかが問題となる。

(2) 問題の所在⁵

市町村は、その固有の事務として一般廃棄物の処理事業を行い、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定し（法 6 条 1 項）、その計画に従って、区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬・処分（以下、これらを併せて「処理」という。）しなければならない（法 6 条の 2 第 1 項）、一般廃棄物の処理につき統括的責任を負うとされている⁶。

また、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「施行令」という。）3 条所定の処理基準（以下「一般廃棄物処理基準」という。）に従う必要がある（法 6 条の 2 第 2 項）。

しかしながら、廃棄物処理法やその関連法令には、市町村が一般廃棄物処理基準に違反して処分を行い、その結果として生活環境の保全上の支障等が生じた場合の責任の在り方について、明示的な規定は存在しない。

そこで問題となるのは、次の 2 点である⁷。

- ① 当該市町村には支障除去等に必要な措置を講ずる法的義務があるか。
- ② 仮に当該市町村に支障除去等に必要な措置を講ずる義務があるとしても、当該処分が当該市町村の区域外で行われた場合にも同様といえるか。

(3) 主管庁（環境省）の見解

主管庁である環境省は、次のような見解を示している⁸。

- ① 市町村が一般廃棄物処理基準に適合しない処分を行った場合には、自ら支障の除去や発生の防止のための措置を講ずべきである。

³ 判タ 1541 号 60 頁

⁴ 谷口知平＝甲斐道太郎編『新版注釈民法(18)』200-201 頁（有斐閣、1991）〔金山正信〕

⁵ 中嶋諷訪「判批」ジュリ 1624 号 113 頁（2026）

⁶ 廃棄物処理法編集委員会編『令和 2 年版廃棄物処理法の解説』68 頁（日本環境衛生センター、2020）

⁷ なお、本件では、市町村から委託を受けた第三者が行う方式（法 6 条の 2 第 2 項。以下「民間委託方式」という。）による処理が行われたところ、廃棄物処理法上、第三者に委託後も当該委託をした市町村は引き続き一般廃棄物の処理責任を有することを前提とする規定が散見されること（法 6 条の 2 第 2 項を受けた施行令 4 条 3 号、4 号、7 号のほか、受託者が廃棄物処理業の許可を受けた者であることを要しない旨を定める法 7 条 6 項但書、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）2 条の 3 第 1 号）に鑑みると、法は、市町村が委託後も一般廃棄物の処理を行う主体であることを前提とし、民間委託方式の場合と比較して市町村自らが処理を行う場合における市町村の責任の内容に変化があるとはしていないと考えられる。

⁸ 廃棄物処理法編集委員会編・前掲注 6) 68-69 頁

- ② このことは、当該処分が市町村の区域外で行われた場合であっても同様である。
- (4) 福井地判平成 29 年 9 月 27 日判タ 1452 号 192 頁（前掲注 2）及び第一審判決
福井地判平成 29 年 9 月 27 日は、以下のように判断し、事務管理の成立を肯定した。
- ① 法 6 条の 2 第 1 項に基づく市町村の統括的責任の内容として、「一般廃棄物の処理について、このような支障除去等のために必要な一切の措置を講じるべき法的義務を負う。
- ② この義務は、処分が区域外で行われた場合にも及ぶ。
本件の第一審判決も、基本的にはこの福井地判を踏襲したものと考えられる。
- (5) 控訴審判決
本件の控訴審判決は、①の法的義務は肯定しつつ、②についてはこれを否定した。
すなわち、産業廃棄物については、排出事業者の処理責任を一般的に定めた規定（法 3 条 1 項、11 条 1 項）のほか、それを具体化するものとして排出事業者に対する措置命令の制度（法 19 条の 6）が設けられているのに対し、一般廃棄物の場合には、排出市町村が負う具体的な措置義務を定める規定が存在しないこと等を理由に、事務管理の成立を否定した⁹。
- (6) 本判決
本件の上告審判決は、①の法的義務を肯定し、②についても、排出市町村が区域外における支障の除去等の措置を講ずる法的義務があることを認めた。
本判決については、一般廃棄物排出者も本来的には排出者責任を負うべきであることを前提として、市町村は、区域内の公衆衛生維持という公益に基づく固有の処理責任だけでなく、その区域内の一般廃棄物排出者をいわば代位する形での処理責任も負うとする解釈を示したものであるとする見解がある¹⁰。

2 論点②：事務の他人性（民法の解釈）

- (1) 問題の所在
本件において、X は、法 19 条の 7 第 1 項に基づき支障の除去等の措置を講じており、第一審及び本判決を前提とすると、本件措置は、他人である Y らの事務であると同時に、自己である X の事務としての性質も有するものである。そのため、民法 697 条における事務の他人性の要件の満たすか等が問題となる。
- (2) 講学上の整理
他人の事務と自己の事務とが併存する場合であっても、事務の他人性は否定されないと解されており¹¹、本判決も「その措置は当該立地市町村の事務としての性質を有するところ、

⁹ この点につき、従来、廃棄物処理法上の市町村の一般廃棄物処理責任は公衆衛生維持の観点から根拠づけられてきたこと、及び、地方公共団体はその区域外で公務を執行できないのが原則とされることも考慮すれば、控訴審判決の解釈にも一定の説得力が認められるとの指摘がある（宮澤俊昭「判批」新・判例解説 Watch 環境法 No.127、2 頁。同様の指摘として、島村健「判批」重判令和 7 年度（ジュリ臨増 1623 号）34 頁、35 頁（2026）。）。

¹⁰ 宮澤・前掲注 9）2 頁。なお、本判決が、この解釈を補強するために、一般廃棄物の円滑な処理、及び関係市町村間の公平といった原理的根拠に加え、具体的に、区域外に一般廃棄物の処分の場所のある場合に排出市町村が立地市町村に対して報告義務（施行令 4 条 9 号イ）、実地確認義務（同号ロ、施行規則 1 条の 8）を負っていることも示し、区域外における排出市町村の責任を認めることが廃棄物処理法の体系的整合性を逸脱しないことを示しているとも指摘する。

¹¹ 共有物の保管費用の全部を共有者の 1 人が支払った場合について自己の負担すべき部分を越えた範囲で他の

この場合であっても、上記委託をした市町村が本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるものとしてこれを講ずる法的義務を負うことに変わりはなく、事務管理の成立が否定されるものではない」と判示している。

そして、このように他人の事務と自己の事務とが併存する場合における複数の義務者の関係については、次の2類型があると指摘されている¹²。

1つは、委託を受けない保証人と主たる債務者の関係のように、義務に先後の順がある場合であり（順位的所属）、この場合、管理者は本人に対して費用の全額の償還を求めることができる。

もう1つは、共有物の保管費用の負担のように、同順位の複数の義務者の間で負担部分が割合的に分かれている場合であり（共同的所属）、全部の費用を負担した者は、負担部分を超える部分について償還を求めることができる。

(3) 第一審判決

事務管理の成立を認めた第一審判決について、XとYらとの間で費用を割合的に分担させていることから、少なくとも順位的所属ではなく、共同的所属の関係として整理したものと考えられるとする見解がある¹³。

他方で、第一審判決について、それぞれの義務が、本件最終処分場において処分された「全て」の廃棄物に関して生じるとしていることから、厳密な意味での共同的所属ともいえないとする見解もある¹⁴。

すなわち、典型的な共同的所属（共有物の保管費用のケース）では、各共有者はその共有持分に応じて定まる負担割合、すなわち自己の義務を超えて費用を支出することで償還問題が生じている。これに対し本件では、XもYらも全部について履行義務を負っていること、負担割合は義務履行後の清算段階でのみ観念されること、その割合も共有持分のように事前の権利関係で定まるものではなく裁判所の裁量によって決定されること、といった特徴がある。

(4) 本判決

本判決は、事務管理の成立可能性を肯定するにあたり、単にYらも義務を負うことを示すにとどまり、Xの義務との関係については明示的な検討を行っていない。

3 本判決の意義

本判決は、事務管理の成否が問題となる場面においてはああるが、一般廃棄物の処分に関する委託市町村の廃棄物処理法上の義務の内容を一定程度明らかにした。そして、その義務に係る事務を委託市町村に代わって処理した立地市町村との関係において、事務管理の成立可能性を肯定した点に特徴がある。この点で、本判決は実務的にも理論的にも重要な意義を有するも

共有者に対する事務管理が成立するとした大判大正8年6月26日民録25輯1154頁、窪田充見編『新注釈民法(15)債権(8)〔第2版〕』22頁（有斐閣、2024）〔平田健治〕等

¹² 窪田・前掲注11）22頁

¹³ 判タ1541号60頁、中島・前掲注5）117頁等

¹⁴ 吉永一行「判批」新・判例解説 Watch 民法（財産法）No.284、2頁。なお、判タ1541号60頁においても、「1審判決は共同的所属の場合に当たると整理したものと思われるが、一般廃棄物の処理については、本判決の説示によれば、委託市町村は本来的にその支障の除去等の措置を講ずべき地位にあるのであり、このこととの関係を踏まえ、差戻審においてさらに検討を要する問題と思われる」と指摘されている。

のと思われる¹⁵。

他方で、本判決については別の見方も指摘されている。すなわち、Xは本来自己の義務を履行したにすぎないにもかかわらず、これを「他人の事務の義務のない管理」と評価することには違和感があり、事務管理ではなく不当利得による解決の方が自然ではないかという見解である¹⁶。さらに、行政は公益に適合する場合に限って他人の事務の管理をすることができるのであり、行政が行う事務は、その意味で常に自己の事務としてなされるものであるとの指摘もある。この考え方からすれば、本人の意思や利益は行政行為の第一次的な基準とはならない以上、事務管理が成立すると解する必要はなく、行為義務者間の求償関係（求償利得）という法律構成により、Yらに対する費用償還請求を認めることで足りたのではないかと考えられる¹⁷。

本判決は、行政主体間における民法上の事務管理制度の適用を認めた初めての最高裁判決であり、行政主体間における費用の事後的調整の問題に、事務管理法理を適用するための要件やその具体的な枠組みについては、今後の更なる議論に委ねられているといえる。

¹⁵ 判タ 1541 号 60 頁

¹⁶ 吉永・前掲注 14) 4 頁

¹⁷ 島村・前掲注 9) 35 頁

【監修】



中澤 亮 （弁護士）
Email: ryo.nakazawa@iwatagodo.com

慶應義塾大学法学部卒業、2008 年裁判官任官、2023 年弁護士登録。
訴訟・紛争処理に関する案件を主に取り扱う。その他、企業法務全般に関する法的助言、企業不祥事に関する調査等も手掛ける。

【文責】



鈴木 亨太（弁護士）
E-mail: kyota.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法学部卒業、一橋大学法科大学院修了。2025 年弁護士登録。
M&A 取引、株主総会運営支援、会社法をはじめとするコーポレート分野に関する法的助言を行う。その他、企業法務全般に関する法的助言、訴訟・紛争解決等も手掛ける。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報: newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。